○仙台市地域保健・保健所運営協議会条例

昭和二九年三月二二日

仙台市条例第二号

改正　昭和六二年三月条例第二五号

（題名改称）

平成六年一〇月条例第五七号

平成九年三月条例第一三号

（題名改称）

平成二七年三月条例第二二号附則

（設置）

第一条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十一条の規定に基づき、本市が設置する保健所の運営協議会として、仙台市地域保健・保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平九、三・全改、平二七、三・改正）

（組織）

第二条　協議会は、委員三十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（平九、三・全改）

（委員の任期）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平九、三・全改）

（委員長の設置及び権限）

第四条　協議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は協議会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（昭六二、三・旧第四条繰下、平九、三・旧第五条繰上）

（招集）

第五条　協議会は委員長が招集する。

２　協議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（昭六二、三・旧第五条繰下、平九、三・旧第六条繰上）

（委任）

第六条　この条例の施行について必要な事項は市長が別に定める。

（平九、三・旧第七条繰上）

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　仙台市保健所運営協議会規則（昭和二十五年仙台市規則第一号）は、廃止する。

３　この条例施行の際、現に仙台市保健所運営協議会委員の職にあるものはこの条例によって委嘱されたものとみなし、その任期はなお従前の例による。

附　則（昭六二、三・改正）抄

（施行期日）

１　この条例は、昭和六十二年九月一日から施行する。

附　則（平六、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平九、三・改正）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に仙台市公衆衛生・保健所運営協議会の委員である者は、その際改正後の第二条第二項の規定により仙台市地域保健・保健所運営協議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、改正後の第三条の規定にかかわらず、同条の任期からその者が仙台市公衆衛生・保健所運営協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附　則（平二七、三・改正）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。